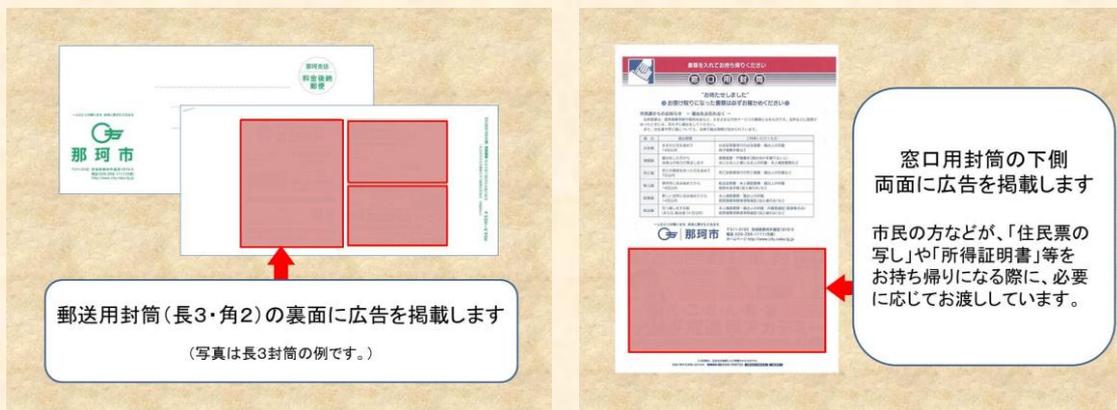


# 広告入り「郵送用封筒・窓口用封筒」のご案内



## ◆広告入り封筒の概要

### [郵送用封筒]

那珂市が個人・事業所・官公庁等に発送する郵便物について、専用の封筒を使用する業務の郵便物以外のものについて、広告入りの封筒を使用します。

年間使用見込約 20 万枚のうちの 9 万枚に広告を掲載します。

### [窓口用封筒]

市民の方などが住民票の写しや所得証明書等の各種証明書をお持ち帰りになる際に、必要に応じてお渡しし、ご利用いただきます。

年間使用見込約 4 万 5 千枚のすべてに広告を掲載します。

## ◆掲載できる広告

次のいずれにも該当しないもの

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る広告及びこれらの従業員の募集に係る広告
- (2)政治活動又は宗教活動に係る広告
- (3)個人の宣伝に係る広告
- (4)公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある広告
- (5)詐欺その他正当な取引と認められない広告
- (6)貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関する広告
- (7)その他掲載する広告として市長が適当でないとするもの

※あらかじめ、「那珂市広告掲載審査基準」をご確認ください。

◆お申し込みができる方

市内又は近隣市町村に住所または事業所若しくは店舗等を有する方で、次のいずれにも該当しない方

- (1)市税その他公租公課に滞納があるもの
- (2)本市において一般競争参加停止又は指名停止を受けている者
- (3)民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (4)暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足りる相当の理由が認められる者
- (5)その他広告として掲載することが適当でないとして市長が認める者

◆お申し込み・お問い合わせ先

広告入り封筒は、株式会社 郵宣協会との協定に基づき使用しています。

広告をご希望の際には、株式会社 郵宣協会 東日本支社（宮城県仙台市青葉区本町1丁目12-12 電話（フリーダイヤル）0120-599-722）あてお問い合わせください。

※ 株式会社郵宣協会のホームページ <https://www.pma.co.jp/>